

令和7年10月20日

令和 7 年 10 月

能代市農業委員会委員会議

議 事 錄

能代市農業委員会

1. 日 時 令和7年10月20日 午前10時00分

2. 場 所 能代市役所新庁舎 会議室9、10

3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	佐々木 英樹	11	渡部 正人
2	舛谷 雅弘	12	工藤 次雄
3	佐々木 力		
4	飯坂 司	14	菊池 正
5	佐々木 一也	15	伊藤 一美
6	伊藤 隆一	16	大鐘 正彦
7	大高 清勝	17	佐々木博子
8	菊地 勝美	18	安井 鐘美
9	佐藤 敏彦	19	平川 義市
10	袴田 謙		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
13	大高 富子		

5. 事務局出席者

職 名	氏 名
事務局長	佐藤 栄一
係長	水谷 亮
主任	菊地 勇太

6. 案件 議案番号 39 40 41 42 報告事項1 報告事項2 報告事項3 報告事項4 報告事項5	<p>農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定による許可申請について 農地転用事業計画変更承認申請について 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について 土地改良事業参加資格の承認の申出の専決処分について 許可不要の農地転用について 農地法第18条第6項の規定による通知について 地目変更登記に係る照会に対する回答について 非農地証明申請に対する回答について</p>
7. 会議の概要	(開会)
事務局 長	<p>ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありますので、ご報告いたします。 13番 大高 富子 委員の1名です。 19名中18名の出席となっており、出席委員は定足数に達しております。 それでは、平川会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。</p>
事務局 長	(事務局説明)
議長	<p>ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。</p>
	(なしの声)
議長	<p>ないようですので会議を進めます。</p>
議長	<p>次に、議事録署名委員の選出ですが、慣例に従い当方より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
議長	<p>異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号17番 佐々木 博子 委員と議席番号16番 安井 鐘美 委員の両名にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を願います。</p>
事務局	<p>1ページをお願いします。</p>

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請書の提出があつたため、承認するため提案します。

申請内容は、所有権移転が1件で、申請土地の面積は、田が1, 014m²です。

内容についてご説明しますので、次のページをお願いします。

整理番号1は所有権移転で、申請土地は比八田字東田表[REDACTED]、地目は田で、面積[REDACTED]です。価格[REDACTED]で、移転事由は経営拡張となっています。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いします。

議長 れでは、質疑に入りますが、議事参与がありますので、12番 工藤 次雄 委員は暫時ご退席願います。

(工藤委員退席)

議長 それでは、質疑に入ります。何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第39号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(賛成者举手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を願います

事務局 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請書の提出がありましたので、意見を付すためご提案いたします。

3ページをお願いします。

農地転用許可申請は、所有権移転が1件で、譲渡人が1人、譲受人が1人です。申請土地の面積は、田が2, 424m²です。

4ページをお願いします。

所有権移転 整理番号1 申請地は字高塙[REDACTED]、地目は田、転用面積[REDACTED]です。売買価格[REDACTED]、申請事由は[REDACTED]。都市計画の用途地域が第1種中高層居住専用地域に指定されている農地であることから、第3種農地となります。

5ページをお願いします。申請地の位置図になります。

申請地は、[REDACTED] 約100mの所にあり、東側は市道、北側は住宅、南側は店舗敷地、西側は店舗駐車場に囲まれた、現在は耕作していない田です。

6ページをお願いします。土地の利用計画図です。
申請者 [REDACTED] を主な業務としており、申請地付近は大型商業施設が充実しており、申請地近辺での住宅需要が高まっていることから、[REDACTED]
[REDACTED] しようとするものであります。

事業計画では、申請地に最大 5 3 c m ほどの盛土を行い、[REDACTED] するとともに、敷地内に [REDACTED]、地中に給排水管を埋設。汚水及び生活雑排水は公共下水道へ接続。雨水排水は宅内浸透処理及び道路側溝を新設して流すこととしております。また、申請地脇には農業用用水路が設置されておりますが、被害防除措置を取ったうえで施工する計画である事を確認しております。

事業費につきましては、[REDACTED] により事業資金があることを確認しております。

また、土地改良区からは、当転用許可申請について異議はないとの意見書が付されております。

説明は以上です。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いします。

菊池正委員 議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 10 月 6 日（月）現地調査班第 5 班、13 番大高 富子委員、15 番 伊藤 一美委員、事務局と私の 4 人で現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

所有権移転 整理番号 1 の現地は、宅地に囲まれた耕作されていない田でした。転用予定地の境界は明確で、事前着工はありませんでした。

また、農業用用水路及び周辺の土地への影響もない計画であることを確認してきました。

以上、ご報告いたします。

議長 事務局の説明と現地調査の報告が終わりましたが、何かご質問等はありますか。

（なしの声）

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 40 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、議案第 41 号 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局の説明を願います。

事務局	<p>議案第41号 農地転用事業計画変更承認申請書の提出がありましたので、意見を付すためご提案いたします。</p> <p>7ページをお願いします。</p> <p>農地転用事業計画変更承認申請は1件で筆数は1筆、面積は田が750m²です</p> <p>8ページをお願いします。</p> <p>また、議案第41号別紙もご覧ください。</p> <p>別紙1-2は計画変更前、別紙1-3は計画変更後の土地利用計画図です。また、それぞれの裏面には断面図も記載しております。</p> <p>農地転用事業計画変更の内容についてありますが、本件は令和7年7月22日付けで事業所隣地██████のため転用許可をしておりました。</p> <p>当初の計画では、擁壁工事を行ったうえで2.1m土盛りを行い、██████████にする予定でした。この転用申請の際には、特定盛土規制法に係る許可申請も同時に行っておりましたが、この規制法の許可基準を満たすためには更なる工事費用が掛かることが判明し、やむなく施工内容を変更することとなったとのことです。</p> <p>変更後の施工内容ですが、擁壁を設置せず、20cmほどの碎石敷きで均し、転圧をかける程度とし、██████████へ変更するとのことです。転用の用途に変更はありません。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
議長	それでは、質疑に入ります。何かご質問等はありませんか。
佐藤敏彦委員	整理番号1番について、既に転用許可はされていますが、事業計画変更のための事業計画変更承認申請は必要なのでしょうか。
事務局	既に転用許可はしていますが、これは当初計画に対しての転用許可であり、今回は施工方法の根本的な変更でありますので、改めて農地転用事業計画変更承認が必要となります。
佐藤敏彦委員	わかりました。
議長	他にご質問はありませんか。
	(なしの声)
議長	ご質問等がないようですので、採決に入れます。
	議案第41号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(賛成者挙手)
議長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長	次に、議案第42号 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議についてを議題とします。事務局の説明を願います。
事務局	<p>9ページをお願いいたします</p> <p>議案第42号 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議（案）について、決議を求める内容について、ご説明いたします。</p> <p>今年度、他県において農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴や農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書作成などの不祥事が発生いたしました。行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。</p> <p>全国農業会議所が主催する全国農業委員会会長代表者集会や全国農業委員会会長大会において「綱紀保持の取り組みの徹底」の申し合わせを決議したところであります。</p> <p>これらのことと踏まえ、秋田県農業会議でも県内各農業委員会が、法令遵守の姿勢を明確にするよう、申し合わせ決議をするように要請されたものです。</p> <p>ご提案する決議案は別紙のとおりです。</p> <p>決議案を読み上げさせていただきます。別紙をご用意ください。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。</p> <p>特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <ol style="list-style-type: none">農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。 <p>説明は以上です。</p> <p>よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
議長	それでは、質疑に入ります。何かご質問等はありませんか。
舛谷雅弘委員	今後、法令順守に関する研修の機会は設けるのか。
事務局	農業委員、農地利用最適化推進委員が集まる機会にあわせ改めて申し合わせ決議を説明し、研修としたいと考えています。
議長	他にご質問はありませんか。

	(なしの声)
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第42号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(賛成者挙手)
議長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議長	次に、報告事項1 土地改良事業参加資格の承認の申出の専決処分についてを議題とします。事務局の説明を願います。
事務局	<p>報告事項1 土地改良法第3条第1項第2号の規定による土地改良事業参加資格の交替の申出がありましたので、承認することとし、能代市農業委員会規程第11条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。</p> <p>土地改良法の規定により、土地改良事業の参加資格につきましては、原則、土地改良事業区域内の農地の耕作者が参加資格を持つことになっておりますが、所有権以外の権利に基づいて耕作する場合については、農地の所有者から農業委員会へ対し、土地改良事業に参加すべき旨の申し出があり、農業委員会がその申し出を承認したときは、参加資格は所有者へ交替されることとなっております。</p> <p>これらの手続については、土地改良法施行令第1条の3第2項の規定により、資格交替の申出が農業委員会に提出された場合、農業委員会は7日以内に申出を承認するか否かを決定し、承認した場合はすみやかにその旨を公告しなければならないことになっております。</p> <p>本申出は令和7年9月26日に提出があり、その7日後は10月3日になることから、その間に総会を開催し、議決を経ることは間に合わない案件でありましたので、能代市農業委員会規程第11条第1項に基づき、9月29日に専決処分を行い、翌30日に公告しております。</p> <p>11ページをお願いいたします。</p> <p>資格交替の申出件数は1件で、現資格者、新資格者はともに1人、申出土地は田面積は20, 258m²です。</p> <p>12ページには農地の詳細を記載しております。</p> <p>申出のあった農地は、[REDACTED]貸付されているため、土地改良事業の参加資格は、本来は耕作者の[REDACTED]が持つことになりますが、土地改良事業の円滑な推進や圃場整備後の管理・運営上の観点から、所有者が土地改良事業に参加するため、この度、耕作者から所有者への参加資格の交替の申し出があつたものです。所有者と耕作者はこの件について合意しており、[REDACTED]との調整も済んでいることから、承認することを妥当と判断したものです。</p> <p>報告は以上です。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。
	(なしの声)
議長	ご質問がないようです。 報告事項でありますのでご了承願います。
議長	次に、報告事項2 許可不要の転用についてを議題とします。事務局の説明を願います。
事務局	<p>報告事項2 許可不要の農地転用について、届出がありましたので報告いたします。</p> <p>13ページをお願いいたします。</p> <p>報告事項1 許可不要の農地転用について届出がありましたので報告いたします。</p> <p>届出のあった件数は3件7筆で、面積は田が10,060m²の内2,667.76m²、畠が3,459m²の内693.20m²、合計13,519m²の内3,360.96m²です。</p> <p>14ページをお願いします。</p> <p>整理番号1は非常災害による応急対策であるため、届け出ではなく、市都市整備部道路河川課からの連絡により対応した案件となります。</p> <p>転用内容は、令和7年9月に発生した大雨により被災した天内川沿いの市道について、応急対策として隣接する農地を迂回路用地として転用しようとするものです。連絡のあった土地は天内字天内沢出口[REDACTED]、転用面積は[REDACTED]m²です。一時転用の期間は令和7年9月19日から、終期は市道の復旧工事が終了するまでの間となります。</p> <p>位置図は16ページ、土地利用図は17ページに記載しております。</p> <p>整理番号2 届け出のあった転用事業は、秋田県が実施する常盤川の河川災害復旧工事のため、農地の一部を工事用車両の転回場として利用しようとするものです。届け出のあった土地は、常盤字太田面[REDACTED]、転用面積は[REDACTED]m²、一時転用の期間は令和7年10月20日から令和8年11月30日です。</p> <p>位置図は18ページ、土地利用計画図は19ページに記載しております。</p> <p>15ページをお願いします。</p> <p>整理番号3、届け出のあった転用事業は、[REDACTED]に伴い、その周辺の農地を一時的に利用しようとするものです。届け出のあった土地は、向能代字上野越[REDACTED]、転用面積は、田が[REDACTED]m²、畠[REDACTED]m²、一時転用の期間は令和7年10月1日から令和8年3月31日です。</p> <p>位置図は20ページ、21ページに記載しております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。

	(なしの声)
議長	ご質問がないようです。 報告事項でありますのでご了承願います。
議長	次に、報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明を願います。
	(説明省略の声)
議長	説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議が無いようですので説明を省略させていただきます。 報告事項でありますのでご了承願います。
議長	次に、報告事項4 地目変更登記に係る照会に対する回答についてを議題とします。事務局の説明を願います。
	(説明省略の声)
議長	説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議が無いようですので説明を省略させていただきます。 報告事項でありますのでご了承願います。
議長	次に、報告事項5 非農地証明申請に対する回答についてを議題とします。事務局の説明を願います。
事務局	7ページをお願いします。 報告事項5 非農地証明に対する回答について、所有者より非農地証明申請があつたため、10月6日に第5班の大高富子委員、菊池正委員、伊藤一美委員の3名及び私の計4名で現地調査を行い、申請地が農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断し、非農地通知しましたので報告いたします。 非農地証明申請は1筆で、申請土地の地目は畠で、面積は1,038m ² です。 28ページをお願いします。 整理番号1 申請地は能代市浅内字船沢 [REDACTED]、登記及び現況地目は畠、非農地とする面積 [REDACTED] m ² です。 申請位置は [REDACTED] 南東へ約250mにある農地です。所有者によると、相続時点の50年以上前から耕作しておらず、現在に至っているとのことです。

	現状は雑木等が繁茂していたことから、非農地と判断しました。 報告は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。 (なしの声)
議 長	ご質問がないようです。 報告事項でありますのでご了承願います。
議 長	続いて、その他に入ります。事務局から説明願います。
事 務 局	・今後の行事予定について ・秋田県農業委員会大会について ・全国農業新聞購読料改定について
議 長	委員のみなさん方から何かありませんか。 (なしの声)
議 長	ないようすで以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午前11時00分

議長

議事録署名委員

17番

18番